

○東北芸術工科大学大学院学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 東北芸術工科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法に則り、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く芸術文化、デザイン工学に関する専門の学芸を教授研究して、「術」と「学」の一体化による「もの」を形作ることを喜びとして、自然・人間・技術の調和を目指す人材を育成し、学術文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。これについては別に定める。

第2節 組織

(研究科・専攻及び学生定員)

第3条 本大学院に芸術工学研究科を置く。

2 芸術工学研究科に修士課程を置き、芸術文化専攻及びデザイン工学専攻を置く。

3 芸術工学研究科に博士後期課程を置き、芸術工学専攻を置く。

4 第1項研究科の専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

芸術文化専攻	入学定員 25 人	総定員 50 人
デザイン工学専攻	入学定員 13 人	総定員 26 人
芸術工学専攻	入学定員 5 人	総定員 15 人

第3節 研究科委員会

(研究科委員会)

第4条 本大学院に研究科委員会を置く。

(研究科委員会の構成)

第5条 研究科委員会は、学長、研究科長、各専攻長及び学長が必要と認める者をもって組織する。

(研究科委員会の開催)

第6条 研究科委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第7条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- 学生の入學、修了
 - 学位の授与
 - 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

(運営細則への委任)

第8条 その他、研究科委員会の運営に関し、必要とする事項については別に定める。

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(授業期間)

第10条 学年中の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第11条 学年は前期及び後期に分けて、各学期の期間は学年暦で別に定める。

2 前項に規定する各学期を2つの期間（以下「クォーター」という。）に分けることができる。

3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 春季、夏季、及び冬季の休業期間は学年暦で別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第2章 研究科通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 本大学院の標準修業年限は修士課程2年、博士後期課程3年とする。

(在学年限)

第14条 学生は修士課程に4年、博士後期課程に6年を超えて在学することはできない。

2 前項の期間には休学の期間を算入しない。

第2節 入学、保証人等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第16条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の資格審査により大学を卒業した者と同等の学力があると認められた者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院の修士課程を修了した者
- (2) 修士の学位を授与された者
- (3) 外国において修士の学位を取得した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において、個別の資格審査により修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者

(入学志願の手続)

第 17 条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の書類等に所定の入学検定料を添えて、本大学院が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第 18 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 19 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに、誓約・保証書の提出その他所定の手続きを行わなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続きを完了した者について研究科委員会の議を経て、入学を許可する。

(保証人)

第 20 条 前条に規定する誓約・保証書の保証人が保証する極度額の合計は、入学金、修業年限全てに係る授業料の合計に相当する額とする。

2 保証人を変更したとき、又は保証人が転居したときは速やかに届出なければならない。

(再入学)

第 21 条 本大学院を退学し又は除籍された者で、本大学院に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(転入学及び編入学)

第 22 条 他の大学の大学院から転入学又は編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前条第 2 項の規定は本条において準用する。

第 3 節 教育課程及び履修方法

(授業科目及びその単位数)

第 23 条 開設する授業科目及びその単位数は別表 1 のとおりとする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第 2 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 第 2 項の授業の一部を、本学の教室等以外の場所で行うことができる。

6 各授業科目の授業は、14 週にわたる期間を単位として行う。ただし、必要と認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

7 前 6 項に定めるもののほか、授業の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(履修の方法)

第 24 条 本大学院修士課程においては、その所属する領域の特別研究科目及び所属する専攻の共通科目並びに他専攻の共通科目の履修単位と合わせて 30 単位以上を修得しなければならない。

2 前項のほか、指導教員の指導に基づいて、別に定める学部開講科目を修士課程の単位として履修・修得す

ることができる。ただし、この場合の修得した単位は修了要件には含まないものとする。なお、本大学院修士課程における学部開講科目の履修方法については、本学則の規定するもののほか、別に定める。

3 本大学院博士後期課程における履修の方法については、本学則の規定するもののほか、別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第 25 条 学生は、毎学年の各期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

(研究指導)

第 26 条 修士課程に所属する学生は、履修する授業科目の選択及び修士論文又は修士作品の作成にあたり、担当教員による指導（以下「研究指導」という。）を受けなければならない。

2 博士後期課程に所属する学生は、履修する授業科目の選択及び博士論文等の作成にあたり、担当教員による研究指導を受けなければならない。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第 27 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に国内外の他の大学院等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定は、学生が休学期間中に他の大学院等において修得した単位の認定に適用することができる。

4 前 3 項の規定に関し、必要な事項については、別に定める。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第 28 条 学生が、国内外の他の大学の大学院又は研究所等において課程修了に必要な研究指導の一部を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは、研究科はその定めるところにより、当該大学院若しくはその研究科又は当該研究所等との協議に基づき、当該学生が当該研究指導を受けることができる。

2 前項の規定に関し、必要な事項については、別に定める。

(単位修得の認定)

第 29 条 授業科目の履修の認定は、試験等によるものとし、その方法は別に定める。

(既修得単位の認定)

第 30 条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院において修得した授業科目の単位を本大学院において修得したものとして、認めることができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。

2 前項による修得単位については 10 単位を限度として認める。

(成績の評価)

第 31 条 試験等の評価は、A、B、C、D、F をもって表示し、D 以上を合格とする。合否判定科目については、P 又は F をもって表示し、P を合格とする。

2 成績評価の判定基準等については別に定める。

(単位の計算方法)

第 32 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。

2 各授業科目においては、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

第 4 節 休学、退学及び除籍

(休学)

第 33 条 疾病その他やむを得ない事情により修学することができない者は、保証人連署の上、学長に休学

を願い出、その許可を得なければならない。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 学長は、第1項の規定にかかわらず、修学が不適当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。
- 4 1回の休学期間は、6か月又は1年とし、開始時期は、前期又は後期の始めとする。ただし、原則として入学最初の学期は休学することができない。
- 5 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特別の理由があると認められた者にあつては引き続きさらに延長することができる。
- 6 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 7 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第34条 休学期間満了のとき又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第35条 外国の大学院等において学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第38条の在学期間に含めることができる。ただし、その期間は1年以内とする。
- 3 第27条第2項の規定は、外国の大学院へ留学する場合に準用する。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人の署名捺印の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

- 2 学長は、所定の成績評価を得られない者又は著しく学業を怠り成業の見込みがないと認められる者に対し、退学を勧告することができる。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第14条に規定する在学年数を超えた者
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがない者
- (3) 催告を受けたにもかかわらず授業料を納入しない者
- (4) 学費減免等の決定を受けた者で納付期限までに納入しない者
- (5) 正当な理由なく履修登録をしない者

第5節 課程の修了及び学位

(修士課程の修了要件)

第38条 本大学院修士課程に2年以上在学し、別に定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格したときは、本大学院の修士課程の修了を認定するものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、別に定めるところにより、特例として1年以上在学すれば足りるものとすることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第38条の2 本大学院博士後期課程に3年以上在学し、別に定めるところにより10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格したときは、本大学院の博士後期課程の修了を認定するものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、別に定めるところにより、特例として2年以上在学すれば足りるものとするすることができる。

- 2 本大学院博士後期課程に3年以上在学し、別に定めるところにより10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で、博士の学位審査及び試験を不合格又は受験せずに退学した者（以下「単位取得退学者」という。）が、再度本大学院にて博士の学位を申請する場合の手続きは別に定める。

(学位の授与)

第39条 本大学院修士課程を修了した者に修士の学位を、博士後期課程を修了した者に博士の学位を、別に定めるところにより授与する。

2 本大学院において授与する学位の名称は次のとおりとする。

大学院修士課程	学位
芸術文化専攻	修士（芸術文化）
デザイン工学専攻	修士（デザイン工学）

大学院博士後期課程	学位
芸術工学専攻	博士（芸術工学）

3 学位に関する規則は別に定める。

（専修及び中1種・高1種教員免許状の取得）

第40条 本大学院課程において取得することができる免許状は、中学校・高等学校教員専修免許状とする。また、免許状の取得のために必要な授業科目、単位数及び履修方法並びに当該免許状の種類は別表2のとおり。

2 中学校1種及び高等学校1種の教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目及び単位数を取得しなければならない。

3 中学校1種、高等学校1種及び専修教員免許状の取得を希望する者は、大学が別に定める手続きを行うものとする。

（学芸員資格の取得）

第41条 博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定めるところにより、学部において開設する博物館に関する科目及び単位を修得しなければならない。

2 学芸員資格の取得を希望する者は、大学が別に定める手続きを行うものとする。

第6節 賞罰

（表彰）

第42条 学生として表彰すべき行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経てその者を表彰する。

（罰則）

第43条 本大学院の学則に違反し、又は本大学院の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は研究科委員会の議を経てその者を懲戒する。

2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があると認められた者

第7節 福利厚生施設

（福利厚生施設）

第44条 本大学院に、福利厚生のための施設を置くことができる。

2 前項の施設に関し必要な事項は別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

（研究生）

第45条 本大学院修士課程に研究生を置くことができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 46 条 本大学院において開設する授業科目のうち、1 科目又は数科目を選んで受講を希望するものがあるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生で当該科目の試験に合格した者には単位が与えられ、希望者には当該科目の科目修得証明書を交付する。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 47 条 本大学院において開設する授業科目のうち、1 科目又は数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 48 条 外国人で本大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を希望する者があるときは、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第 9 節 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料、入学金、授業料)

第 49 条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表 3 のとおりとする。

2 入学金は、第 19 条第 1 項に規定する合格通知に際し指定する期日までに納付しなければならない。

3 授業料は、毎年これを前期、後期の 2 回に分けて次の期間に納付しなければならない。

前期 4 月 1 日から 4 月 20 日まで

後期 9 月 1 日から 9 月 20 日まで

(入学金又は授業料の免除、徴収の猶予又は分納)

第 50 条 本学において特別の事情があると認められた者については、入学金又は授業料の全部又は一部を免除し、徴収を猶予し、又は分納を許可することがある。

(退学時等の場合の授業料)

第 51 条 退学した者又は除籍された者は、当該期の授業料を全額納付しなければならない。

2 協定大学への留学又は停学の場合は、その期間中の授業料は納付しなければならない。

(休学の場合の授業料の取扱い)

第 52 条 休学した者の休学期間中の授業料は全額免除する。ただし、当該休学期間中は、本来納入すべき授業料の 5 分の 1 を在籍料として納入しなければならない。

(入学検定料、入学金及び授業料の不還付)

第 53 条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、前条に定める場合を除き、還付しない。

附則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条及び第 23 条に関しては、平成 20 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

附則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 5 年 8 月 8 日から施行する。

附則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 8 年 2 月 25 日から施行する。

附則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

■別表

別表 1 (第 23 条)

(省略)

別表 2 (第 40 条)

(省略)

別表 3 (第 49 条)

入学検定料		30,000 円
入学金	本学卒業者	130,000 円
	他大学卒業者	260,000 円
授業料		1,150,000 円